



資料 2

第 3 回企業取引研究会

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応
サプライチェーン全体での支払条件の適正化

令和 7 年 11 月 18 日
公正取引委員会
中 小 企 業 庁

1. 議題①

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

2. 議題②

サプライチェーン全体での支払条件の適正化について

運送委託に関する規制の枠組み ①対象範囲の拡大

- 物流に関する商慣習上の問題として、発荷主・着荷主が、発送地・到達地において、実際に貨物の運送を行う運送事業者（実運送事業者）に対して、自己の都合による**長時間の荷待ちや契約外の荷役等（附帯作業を含む。）**を強要し、**運送事業者がこれに応じた適切な費用を収受できない**といった問題が存在。
- 今般の法律改正により、**発荷主・運送事業者間の取引が新たに取適法の規制対象となった。**

【現行】

- 下請法（役務提供委託）
対象：運送事業者間
- 物流特殊指定
対象：発荷主－運送事業者間

【今後】

- 取適法（役務提供委託）
対象：運送事業者間
- 物流特殊指定
対象：発荷主－運送事業者間
- 取適法（特定運送委託）**
対象：発荷主－運送事業者間

新たに取適法対象に

物流特殊指定

発荷主



物品の運送委託



元請運送事業者



取適法

物品の運送の再委託 受託運送事業者



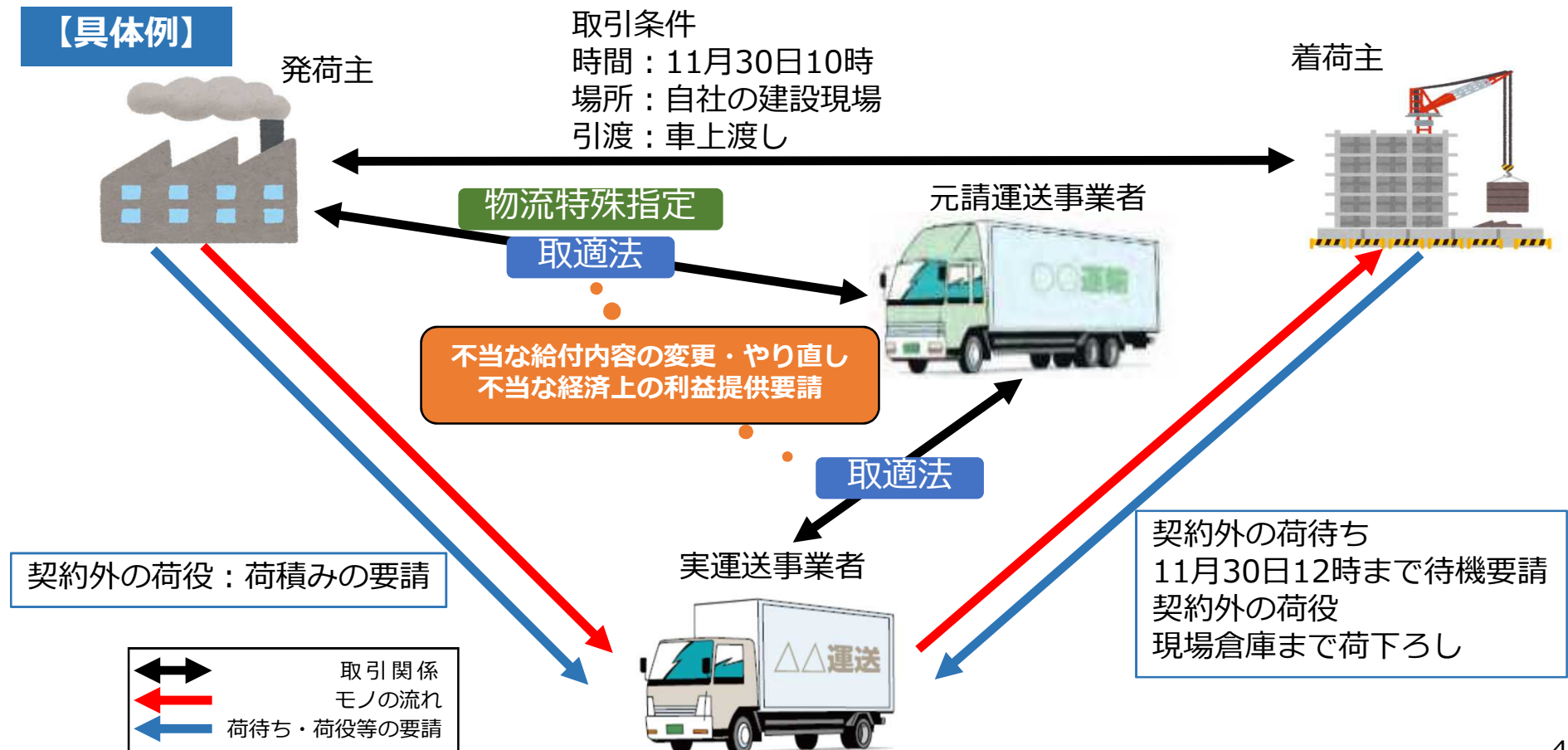
運送委託に関する規制の枠組み ②荷待ち・荷役等への対処

- 物流特殊指定、取適法では、発荷主や着荷主からの契約外の荷待ち・荷役等の要請について、運送事業者と発注者（契約関係にある発荷主や元請）の関係においては、**「不当な給付内容の変更・やり直し」や「不当な経済上の利益提供要請」**として迅速に対処が可能。

→ **契約外の荷待ち・荷役等に対する運送事業者の保護は一定程度図られている。**

例：荷積み・荷下ろしの場面で契約外の荷待ち・荷役等を要請され、実運送事業者が自己の発注者に対応の要否等を確認したところ、発注者が実行を指示したにも関わらず、必要な費用を負担しなかった場合等

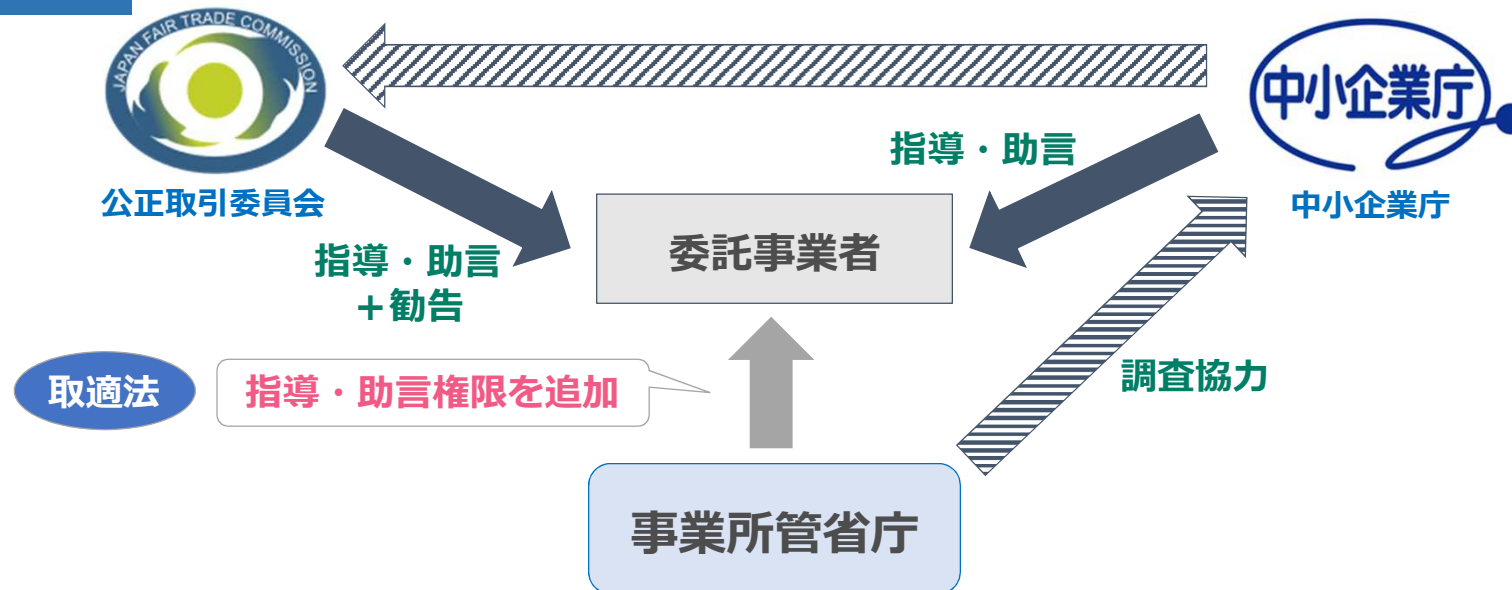
【具体例】



【参考】 執行連携強化

- 取適法では、事業所管省庁においても委託事業者に対する指導及び助言が可能になることを踏まえ、**公正取引委員会は、事業所管省庁と取適法による執行連携を強化。**
- 物流分野においても、国土交通省と連携の上、下記の取組等を実施。

【今後】



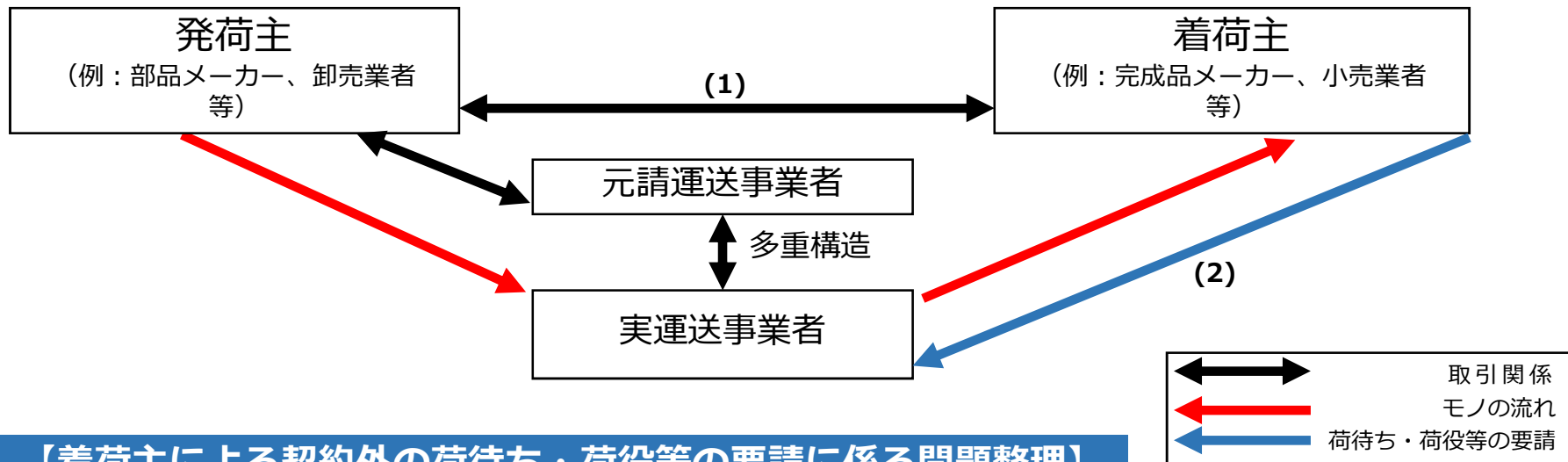
【新たな取組】

国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」（令和7年10月～11月）において、荷主事業者等による取適法の違反行為や改正物流法の違反原因行為の未然防止等の観点から、公正取引委員会本局又は地方事務所等と各地方運輸局が全国規模で連携し、荷主事業者等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のSA・PA等におけるトラックドライバーに対する聴取り等を実施。

運送委託における着荷主の問題整理

- ・ 運送事業者と着荷主との間に直接の契約関係がなくとも、荷下ろしの場面で、**着荷主が実運送事業者に対して要請することにより、契約外の荷待ち・荷役等が発生。**

→他方で現在の規制の枠組みでは、**「運送品の引渡し」に関する取引条件を主体的に決定した上で、決定内容にない荷待ち・荷役等を要請する着荷主の行為に対し、実効的に対処することが困難。**



【着荷主による契約外の荷待ち・荷役等の要請に係る問題整理】

(1) = 発荷主と着荷主との間の契約場面

発荷主との売買契約等に基づき「運送品の引渡し」に関する取引条件（到着希望時刻、荷役の有無等）を主体的に決定。

(2) = 荷下ろし場面

実運送事業者に対して運送品の引渡しを請求し、**契約外の荷待ち・荷役等を要請。**

着荷主による契約外の荷待ち・荷役等に関する事業者の声①

着荷主による契約外の荷待ち・荷役等について、運送事業者へヒアリングを行なったところ、以下の問題が指摘された。

- 多くの運送事業者が着荷主による契約外の荷待ち・荷役等を経験。
- 着荷主から契約外の荷待ち・荷役等の要請があった場合、実運送事業者は運送契約の当事者（発荷主又は元請運送事業者）に要請に応じるか否かを事前又は事後的に確認。
- 発荷主又は元請運送事業者から要請に応じるよう指示があった場合には、
【着荷主←発荷主←元請運送事業者←実運送事業者】の流れで費用について交渉。
※実運送事業者にとって、着荷主は自らの運送契約の当事者(発注者)ではないため、荷待ち・荷役等の対価について、着荷主と実運送事業者が直接交渉することはあまり想定されていない。
- なお、要請に応じても対価を支払わない発注者も存在。

【事例①：製造工場】



【着荷主からの要請から生じる問題】

荷待ち：着荷主の指定時間通りに到着しても、着荷主の都合により待機が生じる。

荷役：契約上、車上渡し（トラックの荷台の上で商品を渡すこと）のところ、フォークリフトでの荷下ろしを依頼される。また、車上渡しのはずが、倉庫内まで運ばされたり、工場の敷地が広いところでは荷下ろし場から別の建物まで運ばされる。

着荷主による契約外の荷待ち・荷役等に関する事業者の声②

【事例②：建設現場】



【着荷主からの要請から生じる問題】

荷待ち：指定された時間に行っても、建築現場の作業工程が遅れており、資材を置く場所がないからと荷物を下ろさせて貰えない。

荷役：平車（荷台の上部に囲いが無い車両）の契約のためクレーンでの荷下ろしが契約内容に無いのに、平車の空気がなくユニック車（荷台にクレーンが搭載された車両）で資材を運送した際に着荷主の作業員からクレーンでの荷下ろしを要請される。

【事例③：食品会社】



【着荷主からの要請から生じる問題】

荷待ち：到着時間の指定はあるが、実際は到着順となっており、時間通りに入庫しても待機が生じる。

荷役：契約上、タンクローリー車から着荷主の1つのタンクにホースで液体を納品することになっているが、2～3つのタンクに分納を求められる。

着荷主規制の必要性について

- 着荷主は運送契約の当事者ではないものの、物流取引のサプライチェーンの一環をなしており、物流取引全体の公正化を図るためには、**着荷主が直接の契約関係にない実運送事業者に対し契約外の荷待ち・荷役等を提供させる行為**についても、**対応する必要性**が指摘されている。

【企業取引研究会報告書】

- 物流における取引関係は非常に複雑であり、明示的には発荷主と運送事業者が運送委託契約を結ぶが、**実際には運送時期や荷姿などの条件を提示しているのは着荷主**であり、その条件に基づき運送事業者が運んだり、作業せざるを得なかったりする構造がある。

【第1回企業取引研究会御発言】

- 物流の商慣習の問題は着荷主に起因するケースが多い**。着荷主による一方的な納品日時・場所の変更や契約にない荷役により、運送事業者が不当に不利益を被る取引は是正しなければならない。

【取適法運用基準パブリックコメント】

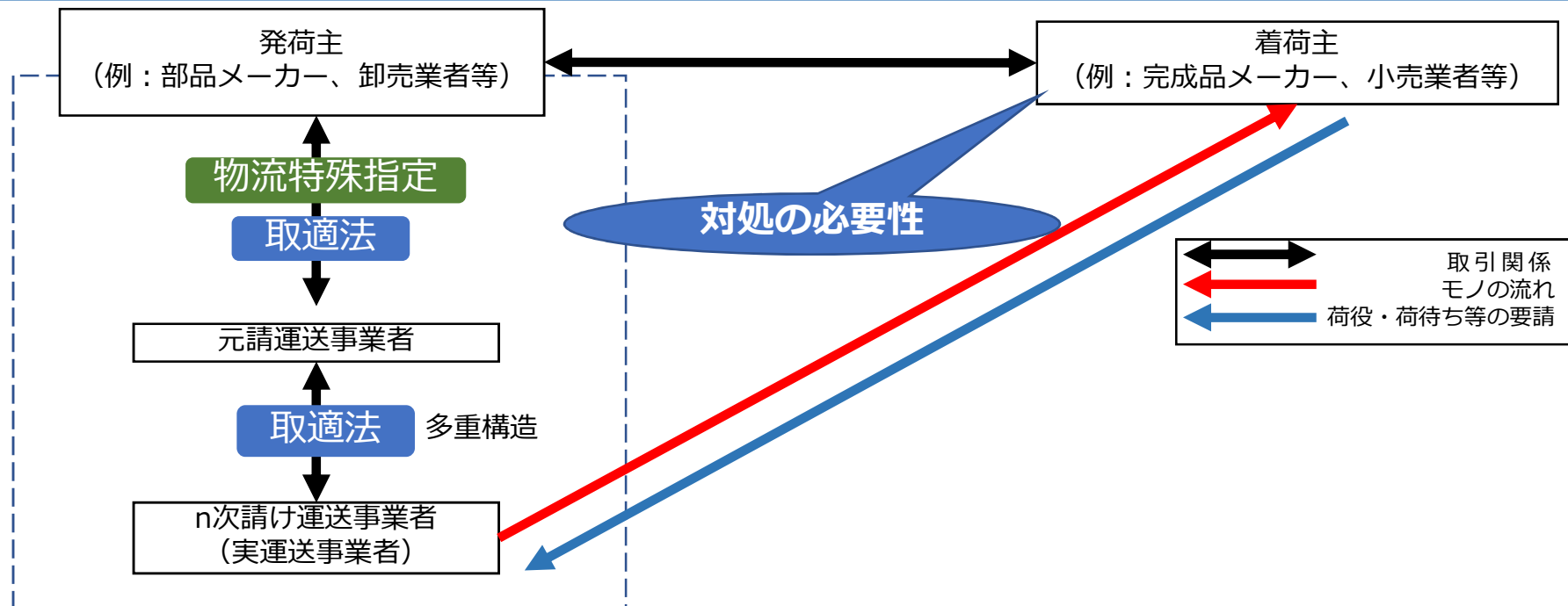
- 「長時間の荷待ち」については、着荷主のオーダーのタイミングが適切ではないため、発荷主側で発生したり、トラックの運転手がサイクルタイムを短縮したりするために自主的に早期に到着して、その結果として待ち時間が長くなるケースも多い。このように、**物流の諸問題は発荷主・着荷主・運送事業者の各主体が複雑に影響し合い、サプライチェーンが連鎖しながら発生するものである**。
- 発荷主側では中小受託事業者に対し荷下ろし等を無償でさせていないが、配達先の着荷主側の指示に基づき、荷下ろし作業や荷下ろしまでの待機時間が発生することもあり、荷下ろしや荷待ちは発荷主側のみで起こるものではない**。
- ティア2企業がティア1企業に製品を納入する為に、運送事業者に運送を委託した場合、**ティア1側（着荷主）が該当の運送事業者に対し、荷役以外の役務を指示していても、それを直接把握できない**。については、発荷主だけに、その責任を負わせるのは現実的では無い。

御議論頂きたい事項

- 着荷主は以下の性質を持つと整理でき、荷下ろしの場面において運送事業者に対して、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を要請し得ることから手当の必要性が高い。
- こうした着荷主の問題行為を是正するために、どの取引関係に着目し、いかなる取組を講じるべきか。

(参考) 着荷主の特性

- 発荷主と物品の販売等の取引関係のある着荷主は、運送事業者の運送委託のうち、「**運送品の引渡し**」に関する取引条件（到着希望時刻、荷役の有無等）を**発荷主との間で主体的に決定している**。
- 着荷主は、**実運送事業者**が着荷主に運送品を引き渡す場面において、**実運送事業者に対して荷待ち・荷役等を要請している**。



參考資料

【参考】取適法関連条文

【運送事業者間取引】

第2条第4項

この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

【発荷主・運送事業者間取引】

第2条第5項

この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

【荷待ち・荷役】

第5条2項（不当な経済上の利益提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し）

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

取適法運用基準

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

8-12 自社の都合を理由とした発注内容の変更

(1)委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻に貨物の積み込み場所へ到着したものの、自社の都合により中小受託事業者に対し長時間の待機をさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

7-14 労務の提供要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。

【参考】物流特殊指定について①

- 特殊指定とは、**特定の業界の実情に即して、その業界において行われる可能性のある不公正な取引方法の類型を具体的に定め、独禁法第2条第9項第6号に規定する「不公正な取引方法」として指定する告示。**

	【法定優越とは】	【特殊指定とは】
根拠条文	独占禁止法第2条9項5号	独占禁止法第2条9項6号
適用分野	全ての事業分野	特定の事業分野
要件	一般的・抽象的な基準	業界特殊的・外形的な基準
執行	①優越的地位にあるか、②正常な商慣習に照らして不当であるか、③濫用行為といえるか、という判断要素について、個別に認定	資本金基準等により地位要件の客観的な基準や具体的な違反行為類型を定めることで、迅速かつ効果的に対処

【該当条文抜粋】

独占禁止法第2条9項

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

(略)

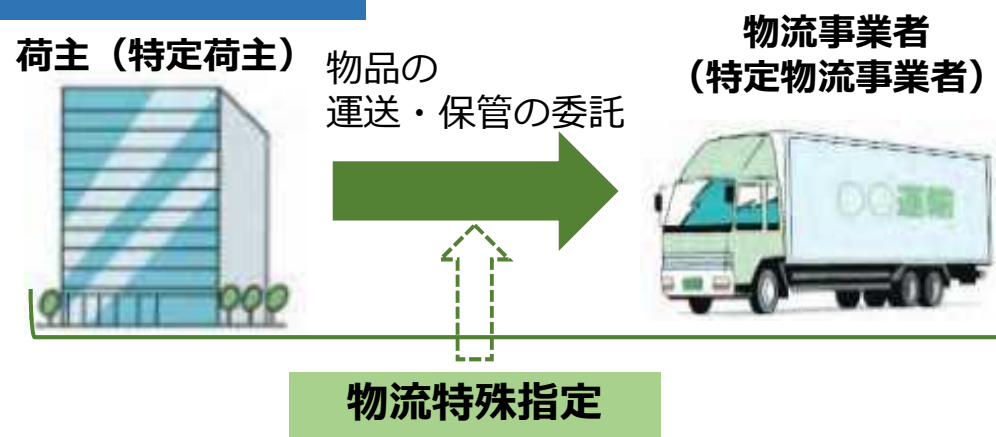
六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

(略)

【参考】物流特殊指定について②

- ・ 正式名称：特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法
- ・ 荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために一定の行為を独占禁止法で禁止される不公正な取引方法として指定。

【対象取引】



禁止行為

代金の支払遅延

代金の減額

買ったたき

購入・利用強制

割引困難手形の交付

不当な経済上の利益の提供要請
(例：荷役)

不当な給付内容の変更・やり直し
(例：荷待ち)

要求拒否に対する報復措置

情報提供に対する報復措置

【対象者】

(※) 取引上の地位の優劣の判断は、荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位等を総合的に考慮

荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人事業者を含む。） （資本金 3 億円超の事業者の子会社を除く。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下（個人事業者を含む。） （資本金 1 千万円超の事業者の子会社を除く。）
取引上の地位が優越 している荷主（※）	取引上の地位が劣っている物流事業者

1. 議題①

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

2. 議題②

サプライチェーン全体での支払条件の適正化について

支払条件の適正化に関する近年の取組

- 取適法の施行により、取適法対象取引では支払条件の適正化に向けた取組を推進。

- 成長戦略実行計画（令和3年6月 閣議決定）

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。」

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和5年6月 閣議決定）

中小企業のDXを促進するため、経営課題を診断するツールの普及、専門家による伴走支援、IT導入に対する支援を行う。また、インボイス制度への対応の効率化に向けて、サプライチェーン全体で請求・決済等の企業間取引データの連携を可能とするため、データの標準化や会計ソフト等の開発・普及を促進する。約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

- 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出（令和6年4月 通達）

令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対する指導を実施（※電子記録債権及び一括決済方式も同様。）。

- 下請代金支払遅延等防止法改正（令和7年5月 成立）

取適法対象取引において代金の支払手段として手形を交付することを禁止し、支払期日（給付の受領日から最長60日）までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととした。

- 「サプライチェーン全体での支払の適正化について」の発出（令和7年10月 通達）

取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払ができる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めることを要請。

※（参考）金融業界においても「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という最終目標を達成するため取組を継続中。

支払条件に関する現状

- 取適法では、支払期日に関して具体的基準（給付の受領日から最長60日）が示されており積極的な執行により実効的に対処している。
- 他方で、独占禁止法の優越的地位の濫用規制では、支払期日に関する具体的基準がないため、取適法対象外においては、未然防止の観点からは十分ではない。

「支払遅延」に対する対応

	取適法における勧告及び指導件数	優越規制における注意件数
令和6年度	4,094	4
令和5年度	3,995	3
令和4年度	4,069	8

現行規定

取適法第5条第1項第2号

給付を受領した日から60日の期間内において支払期日を定めるべきことを規定した上で、これを超える期日が定められた場合には、給付を受領した日から60日の経過後なお代金を支払わないことを違反行為として規定。

独占禁止法第2条第9項第5号八

優越的地位の濫用行為となる不利益行為の類型として「支払遅延」等を規定。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方第4の3(3) ア「支払遅延」

一方的に対価の支払期日を遅く設定する場合にも、「支払遅延」として、優越的地位の濫用として問題となり得る旨を記載。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方第4の3(5) ウ「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」

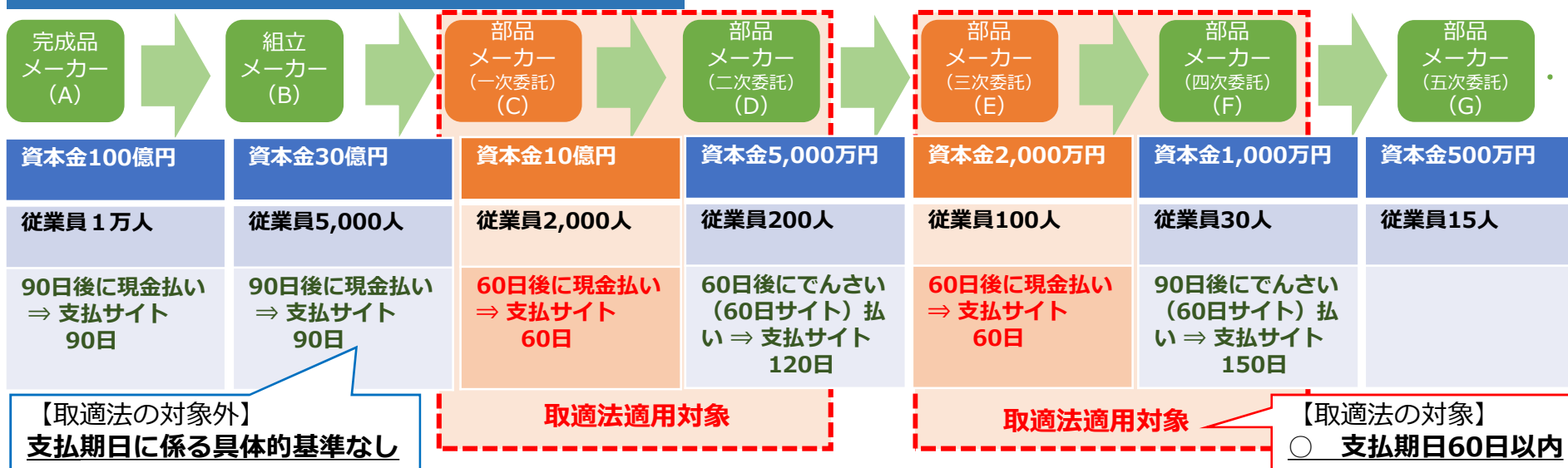
想定例において、手形サイトが著しく長い手形等の割引困難な手形の交付は、「取引の相手方に不利益となる取引条件の設定」として、優越的地位の濫用として問題となる行為につながる旨を記載。

※該当条文等は参考資料P29に記載。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）

- ・ **支払期日に関する具体的基準が、取適法対象外では存在しないことにより、サプライチェーンの一部の事業者に資金繰りの負担が偏っている状況がある。**
- ・ 一般的な商取引に比べ、受発注関係が固定化され、不利益を押し付けられやすい構造にあるサプライチェーンの全体において支払条件の適正化を図るため、**不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、取適法対象外取引においても実効的な取組を検討する必要があるのではないか。**

（例）製造業におけるサプライチェーン



取適法対象外事業者等の声

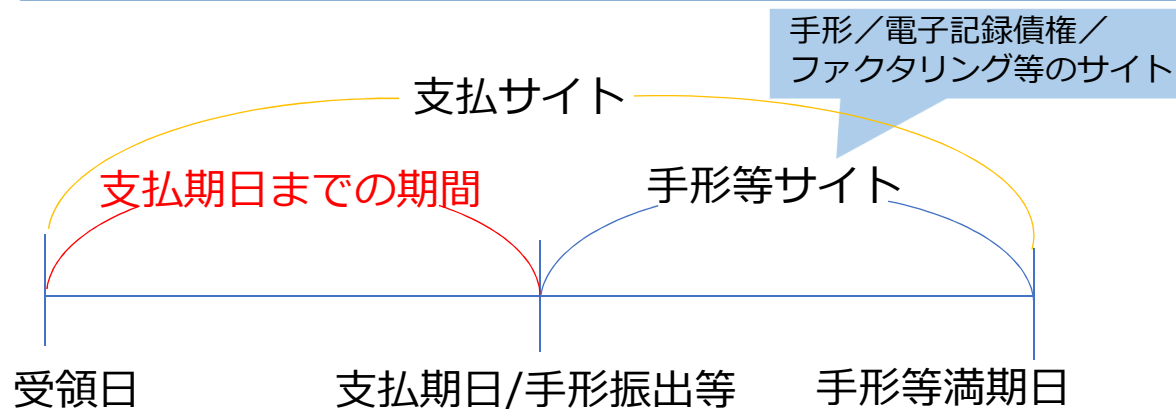
- 【小売業】 自社の資金繰りを改善するためにも、サイト短縮や現金支払いへの変更をお願いしたいが、自社の売上の上位取引先であり、転注の可能性も考えて交渉はできていない。
- 【製造】 取適法対象外取引のため、自社から取引先に資金繰り改善のために（支払サイトの短縮等の）申入れする根拠がないと考えており、また、申し入れることにより他社に転注されることをおそれて申入れができない。
- 【製造】 受注者が発注者に対し、支払サイトの短縮をお願いすると、値引きを求められることもある。受注者としては、独自の技術力をもって、発注者への交渉力を高めるしかないが、やはり一社だけ交渉を行うことは難しい。

支払サイト等に係る実態調査の概要

- ・ 執行状況や事業者の声を踏まえ、支払条件に関する現状を把握するため、**取適法対象取引に限らず広く支払方法に関するアンケート調査を実施**
- ・ 調査対象：日本標準産業分類に基づく大分類（下表）ごとの無作為抽出の4万者
- ・ 調査期間：令和7年7月18日～8月15日
- ・ 回収結果：有効回答者数10,448者（回答率26%）

設問例

- ・ 取引上の立場（ティア1、2、3、…／完成品メーカー等）
- ・ 支払手段（現金／手形／電子記録債権／ファクタリング等）
- ・ 支払期日設定の基準となる起算日（受領日／検収完了日）
- ・ 支払サイトの長さ（支払期日までの期間／手形等サイト）
- ・ 支払サイトの決定方法、決定時の考慮要素



支払期日までの期間とは、受領日から起算して支払手段を用いて対価が支払われるまでの期間をいう。
 ※検収完了日を支払期日設定の基準となる起算日としている場合は、受領日から検収完了日までの期間を加算して算定したもの

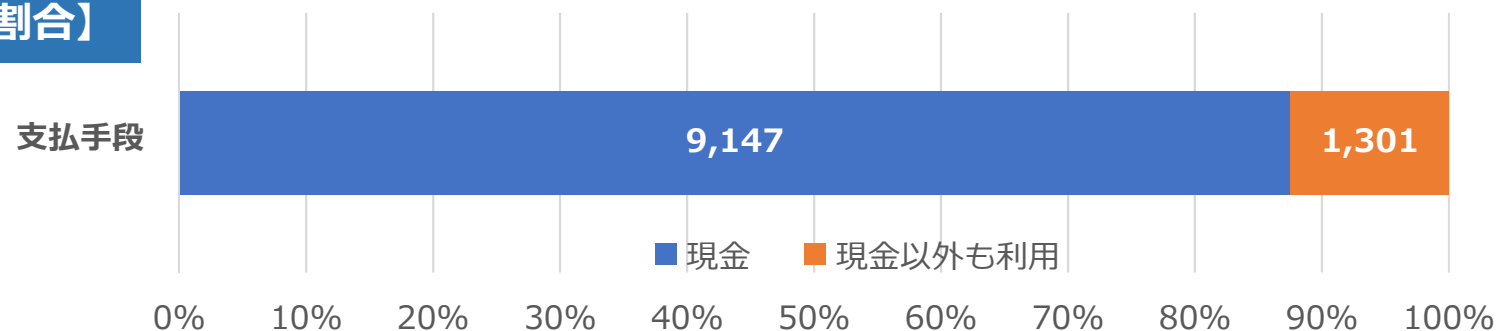
大分類（業種）別回答数

大分類（業種）	事業者数
農林水産業	615
鉱業	306
建設業	822
製造業	1,056
電気ガス等	273
情報通信業	675
運輸倉庫	843
小売・卸業	790
銀行・保険業	551
不動産・物品賃貸	692
学術研究、専門・技術サービス	702
宿泊・飲食	336
生活サービス	443
教育	70
医療福祉	333
複合サービス	591
その他のサービス	1,350
合計	10,448

支払調査分析① 支払手段

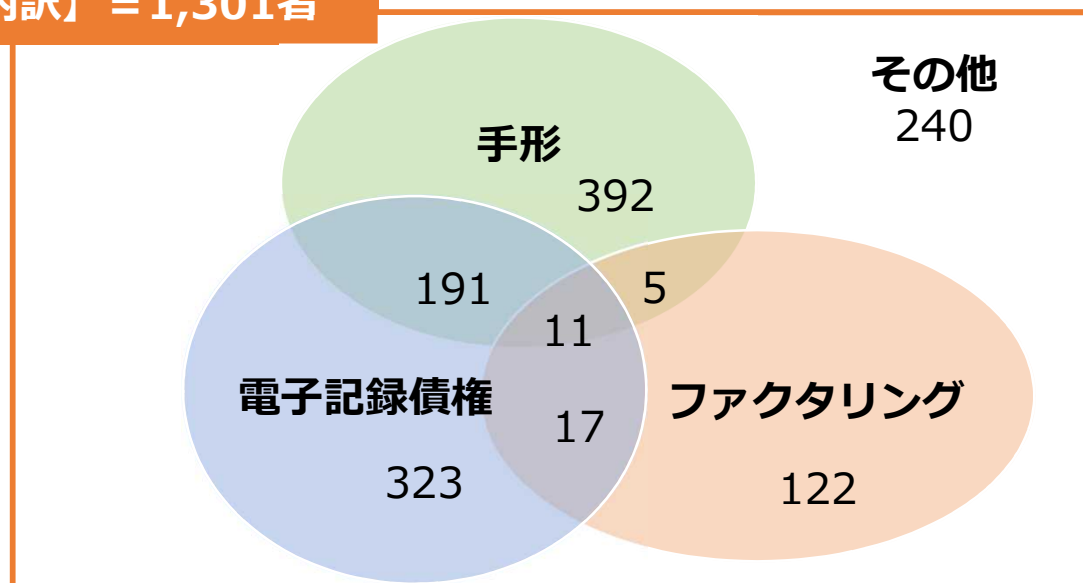
- 支払手段としてすべて現金払と回答した事業者は約9割（87.5%）。
 - 手形等（手形、電子記録債権、ファクタリング等）も利用する事業者は1割程度と少数。
- **現金での支払が一般的であることが認められる。**

【支払手段の割合】



※「現金以外も利用」としている事業者については、現金をまったく使用していない80者を含む

【現金以外の内訳】 = 1,301者



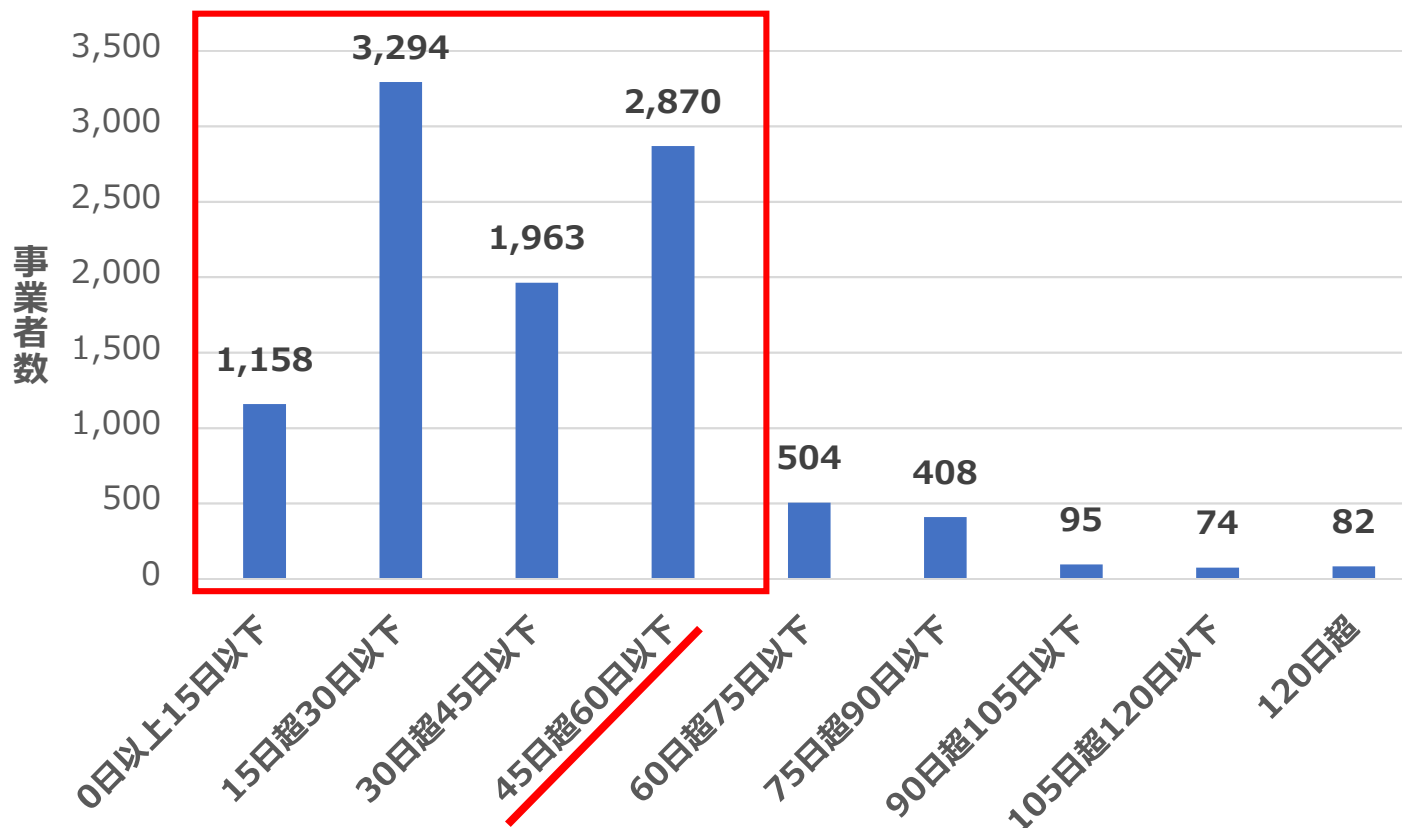
支払調査分析② 支払期日までの期間の長さ

- ・ 支払期日までの期間は平均値36.8日、中央値37.5日となっており、受領日から支払期日までを60日以内に設定している事業者が約9割(88.9%)。

→ 一般的に支払期日までの期間は**60日以内**であることが認められる。

※事業者の約7割(67.4%)が受領日起算、約3割(32.6%)が検収完了日起算。検収期間は平均約15日。

【受領日から支払期日までの期間分布】



支払調査分析③ 支払サイトの決定方法

- ・ 支払サイトの決定方法につき、発注者の基準により決めると回答した事業者は約52%で、受注者との交渉により決めると回答した事業者（約56%）と同水準に上る。（※複数回答あり）
 - ・ なお、発注者の主な考慮要素として、「業界等の慣習・相場」や「特に根拠はない」を挙げた事業者は回答事業者のうち3割を超え、また、金額や自社が支払を受ける際のサイトを考慮している事業者も2割程度いる。
 - ・ 発注者基準で決定された場合、そうでない場合に比較して支払期日までの期間が平均値0.2日、中央値3.1日長く設定される。
- 支払条件の決定においては、発注者が優位の傾向であり、その場合に支払期日までの期間が長期化する傾向もあることが認められる。

【支払サイトの決定主体】

回答者数（割合）	発注者基準	取引先との交渉	その他
該当しない	5,009	4,560	9,915
該当する	5,439 (52.0%)	5,888 (56.4%)	533
合計	10,448	10,448	10,448

※それぞれの割合は有効回答者数に占めるものであって、各選択肢の合計は複数回答を許容しているため100%とはならない。

【発注者が支払サイトを決定する際の考慮要素】

	業界等の慣習・相場	特に根拠はない	金額	自社が支払を受ける際のサイト	取適法適用の有無	その他
回答者数	3,335	3,264	2,518	2,152	1,078	889
回答割合	32%	31%	24%	21%	10%	9%

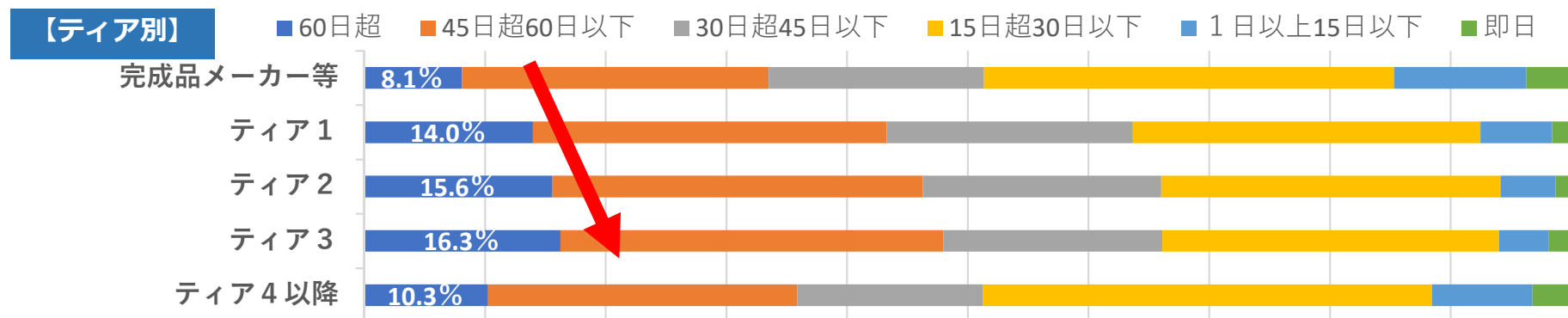
※それぞれの割合は有効回答者数に占めるものであって、各選択肢の合計は複数回答を許容しているため100%とはならない。

【支払サイトの決定主体ごとの支払期日までの期間の比較】

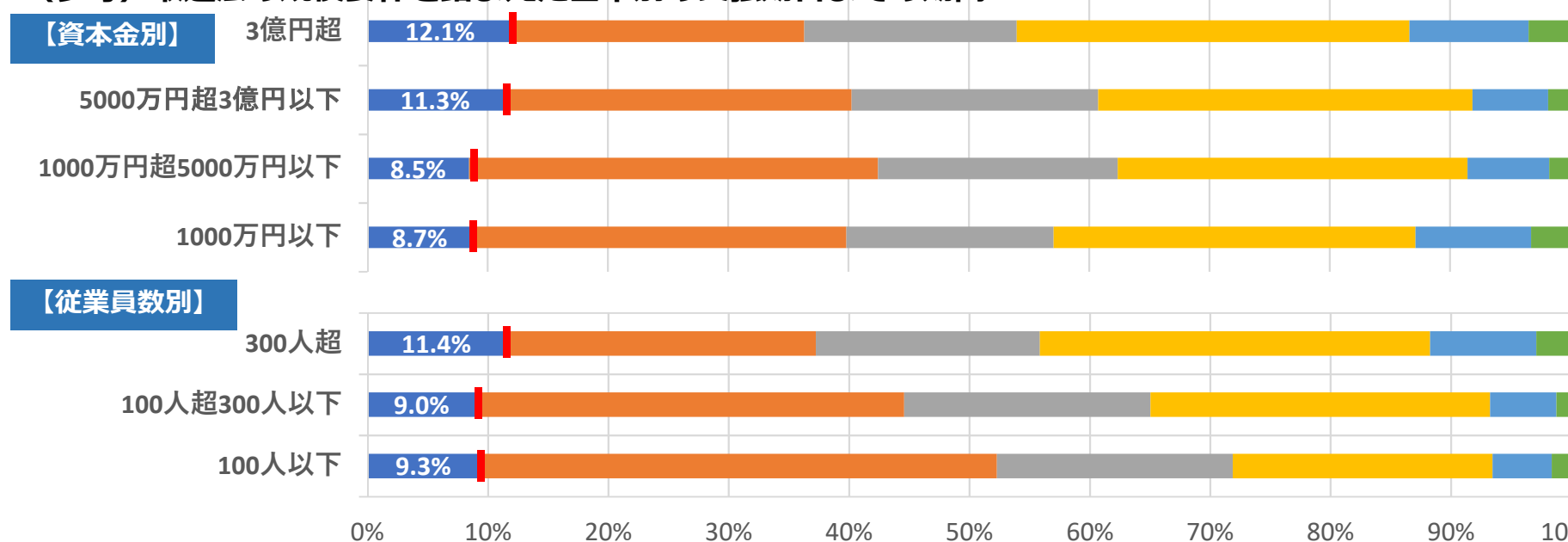
	日数	平均	中央値
発注者基準に該当する場合		37.6	38
発注者基準に該当しない場合		37.4	34.9
差分		+0.2	+3.1

支払調査分析④ ティア別の支払期日までの期間

- 約9割の事業者は支払期日までの期間を60日以内に設定している。
 - ティア別に見ると、**深い層ほど60日超に設定する事業者の割合が高くなる傾向にある。**
- サプライチェーンの上流から下流まで一貫して対応する必要がある。



(参考) 取適法の規模要件を踏まえた基準別の支払期日までの期間



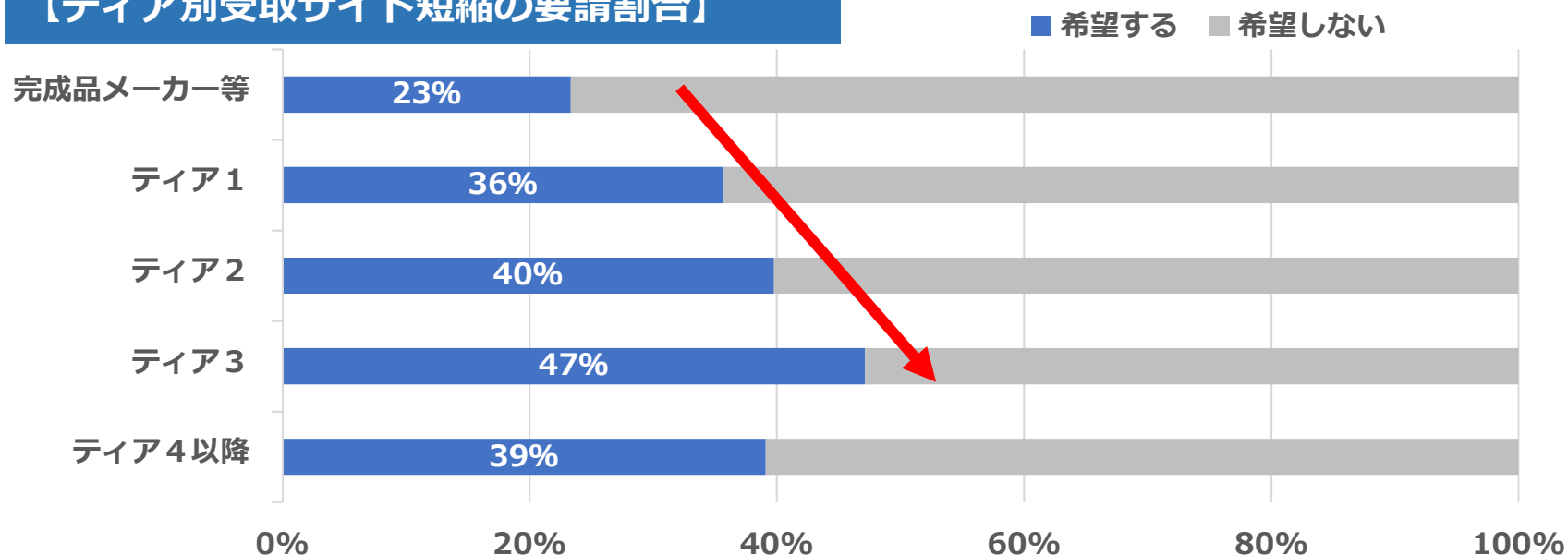
支払調査分析⑤ 支払サイト短縮のために望まれる施策

- 発注者側が支払サイトを短縮するために望む施策として、自社が受け取る手形の廃止や支払サイト短縮を挙げる事業者は約3割。
 - 自社の支払サイトを短縮するための施策として、自社が支払を受ける際の受取サイト短縮に係る要請が強い傾向にあり、この傾向はティアが深くなるほど強い。
- サプライチェーン全体で受取サイト（発注者の支払サイト）短縮の必要性が一定程度認められる。

【支払サイト短縮のために望まれる施策の内容】

	自社が受け取る手形等の利用の廃止や 支払サイト短縮がなされること	補助金・税制における優遇措置	低利融資制度の整備
回答者数	3156	2546	933
回答割合	30%	24%	9%

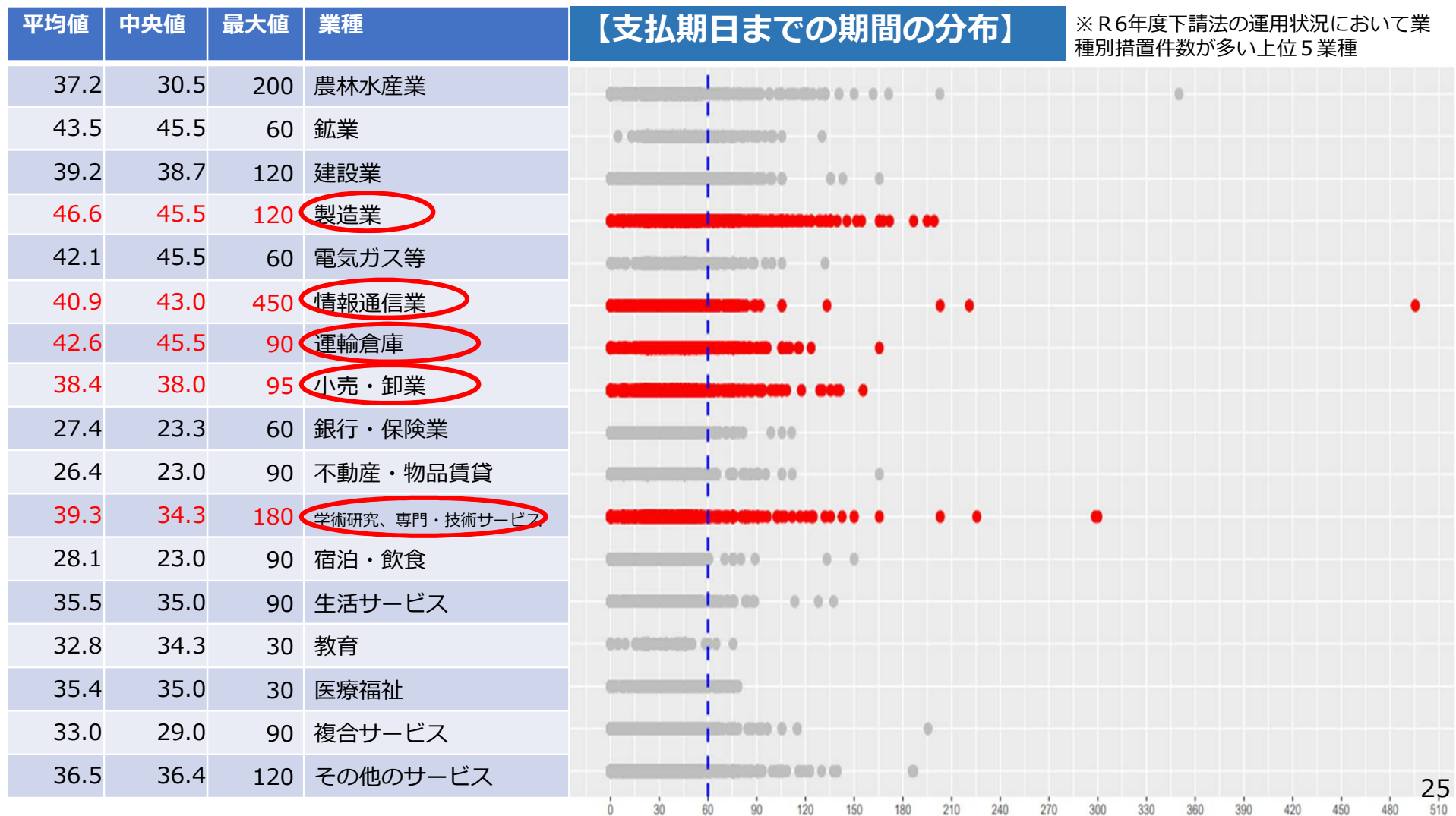
【ティア別受取サイト短縮の要請割合】



支払調査分析⑥ 業種別の支払期日までの期間

- 下請法の運用状況における「措置件数の業種別内訳」の上位5業種（赤枠）（※）では、他の業種に比べて、**支払期日までの期間が、平均値で約7日、中央値で約10日長く、特に最大値が大きい。**

※下請法は、優越的地位の濫用が生じやすいとされる一定の取引（製造委託等取引）を規制対象としているところ、これらの業種では製造委託等取引が多く行われていることがうかがわれる。

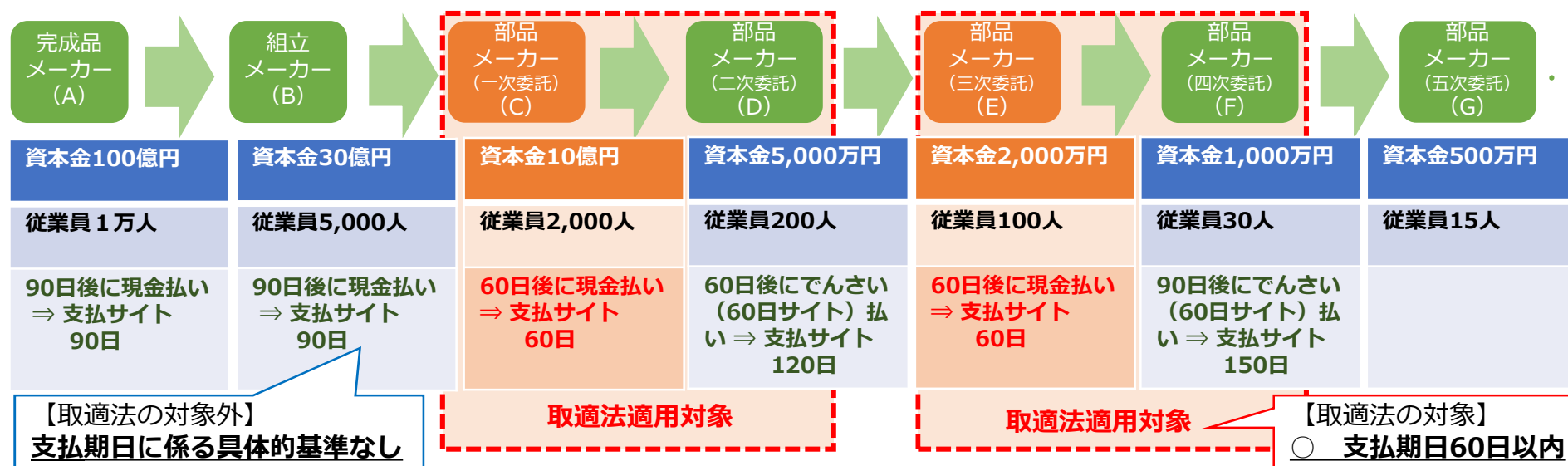


御議論頂きたい事項

- ・ 支払条件の決定においては、発注者が優位の傾向であり、その場合に支払サイトが長期化する傾向。
- ・ また、サプライチェーンの上流から下流まで全体で受取サイト（発注者の支払サイト）短縮に向けた対応が必要。
- ・ 事業者全体では、約9割が支払期日までの期間を60日以内に設定しているが、60日を超える事業者も一定数存在している中、**取適法対象取引が連なるサプライチェーンでは、支払期日が遅く設定される傾向にあり、そうした事業者の声も踏まえると、特に手当の必要性が高い。**

→**取適法対象取引の延長線上にあるサプライチェーン全体において支払期日が適切に設定されるような環境整備に向けて、優越的地位の濫用の観点から、例えば、支払期日に関する具体的基準を定める等の方策も考えられるところ、どのような対象に対し、いかなる取組を講じるべきか。**

（例）製造業におけるサプライチェーン



參考資料

【参考】企業取引研究会報告書及び第1回企業取引研究会における御発言抜粋

報告書抜粋

ウ 解決の方向性

「約束手形の利用の廃止」の実現に向けては、下請法が適用されない取引においても手形の廃止や支払サイトを短くしていく対策が必要である。

例えば、下請法で支払サイトの短縮化に取り組む親事業者に対する資金繰り負担の軽減方策（低利融資など）についての手当てや、下請法対象取引以外についても、正常な商慣習に照らして不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用の問題として優越ガイドライン等で考え方を示すこと等を検討していく必要がある。

また、ファクタリングの手数料や銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の負担の在り方については、民法が弁済の費用を債務者（発注者）が負担することを原則としていることを踏まえると、発注者が負担することが合理的な商慣習であると考えられる。

（企業取引研究会報告書から抜粋）

御発言抜粋

- 事業者が安心して支払条件短縮に取り組める環境を整備するため、例えば、サプライチェーン全体で60日以内に代金の満額を受領・支払うことが当たり前となる商慣行を定着させる方法を議論したい。
- 約束手形の廃止もサプライチェーンの川上から順に全体で進める必要がある。今回の法改正が第一歩なら、次の一步はどの取引先とも適正取引を行うことをサプライチェーン全体に広げることが課題である。

（第1回企業取引研究会（令和7年7月30日）議事要旨から抜粋）

【参考】 関連条文抜粋

取適法第5条第1項第2号

製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）

独占禁止法第2条第9項第5号八

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

八 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、**取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ**、若しくはその額を減じ、その他**取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し**、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方第4の3(3)ア「支払遅延」

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正当な理由がないのに、**契約で定めた支払期日に対価を支払わない場合**であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、**優越的地位の濫用として問題となる**。また、**契約で定めた支払期日より遅れて対価を支払う場合だけでなく**、取引上の地位が優越している事業者が、**一方的に対価の支払期日を遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも**、当該取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、**優越的地位の濫用として問題となりやすい**。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方第4の3(5)ウ「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」

<想定例>

④ 取引の相手方に対し、債務超過等業績が不振な会社の振り出した手形、手形サイトが著しく長い手形等の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付し、通常よりも割高な割引料を負担させること。

支払条件改善に係る資金繰り負担の軽減方策（金融支援）

- 取引先に対する支払条件の改善に取り組む事業者を対象として、日本政策金融公庫による低利融資を実施。
- 企業活力強化貸付では、手形を完全現金化する者、手形サイトを短縮化する者について特別利率①（基準金利より低い利率）を適用。

企業活力強化貸付

貸付対象	取引先に対する支払条件の改善に取り組む者
資金使途	支払条件の改善に取り組む者が必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付期間	運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） 設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
貸付利率	・基準金利 ・ただし、手形を完全現金化する者、手形サイトを短縮化する者（60日以内）については、2億7,000万円を限度として特別利率①（基準金利より低い利率）

【参考】EU各国の規制の状況①

- EUでは支払期日に関する指令を出しており、各国において指令に基づき支払期日に関して立法。

			EU指令	フランス	オランダ	スペイン	ドイツ
対象範囲			原則：取引全般				
起算日			B2B及びB2G:請求書受領日 (受領日不明時は商品等受領日/検収期間の定めがある場合は検収完了日) ※検収期間の原則は30日	B2B:請求書発行日 (支払期日の定めがない場合は、商品等受領日) B2G:EU指令に準拠	B2B:請求書受領日の翌日 (受領日不明時は商品等受領日の翌日/検収期間の定めがある場合は検収完了日の翌日又は定めた期間満了日の翌日) B2G:EU指令に準拠 ※検収期間は原則30日	B2B:請求書受領日 (受領日不明時は商品等受領日の翌日/検収の定めがある場合は検収完了日) B2G:EU指令に準拠 ※検収期間は上限30日	B2B:請求書受領日 (受領日不明時は商品等受領日) B2G:EU指令に準拠
規制の詳細	支払期日	EU指令への 上乗せ規制	—	有	有	有	無
		概要	B2B：定めのない場合30日、契約により60日以内、合意され著しく不公正でない場合に限り60日超も許容 B2G:原則30日以内	B2B:定めのない場合30日以内、合意により請求書発行日から60日以内（60日超の設定を禁止） (例外として合意により月末締45日以内)	B2B:定めのない場合30日、合意により60日以内、大企業から中小企業への支払は法定上限30日 (30日を超える契約は無効)	B2B:定めのない場合30日以内、合意により60日（60日超の設定を禁止）	B2B:原則30日以内、合意され著しく不公正でない場合に限り60日超も許容

【参考】EU各国の規制の状況②

- EU指令後、多くの国で支払平均期日が改善。

			EU指令	フランス	オランダ	スペイン	ドイツ
支払 平均 期日	B2B	EU指令前	データなし	60－65	45－60	90－120	43－47
		EU指令後	55（参考）	48－52	35－45 （大企業→中小は40）	75－90	38－41
	B2G	EU指令前	データなし	35－45	30前後 ※データ少	100－160 ※データ少	30－32
		EU指令後	63－65（参考）	28－32	28－32	35－50	23－32
監督局			全体監督機関はなし （欧州委員会が執行 状況をモニター）	制裁：経済財務省傘下 のDGCCRF（消費・詐 欺取締総局） 監督：ODP（支払遅延 監視機関）	全般：なし 食品分野：ACM（競 争・消費者当局）	全般：なし 食品分野：AICA（農業 漁業食料省所管）	全般：なし 食品分野：BLE（連邦 食糧農業省）

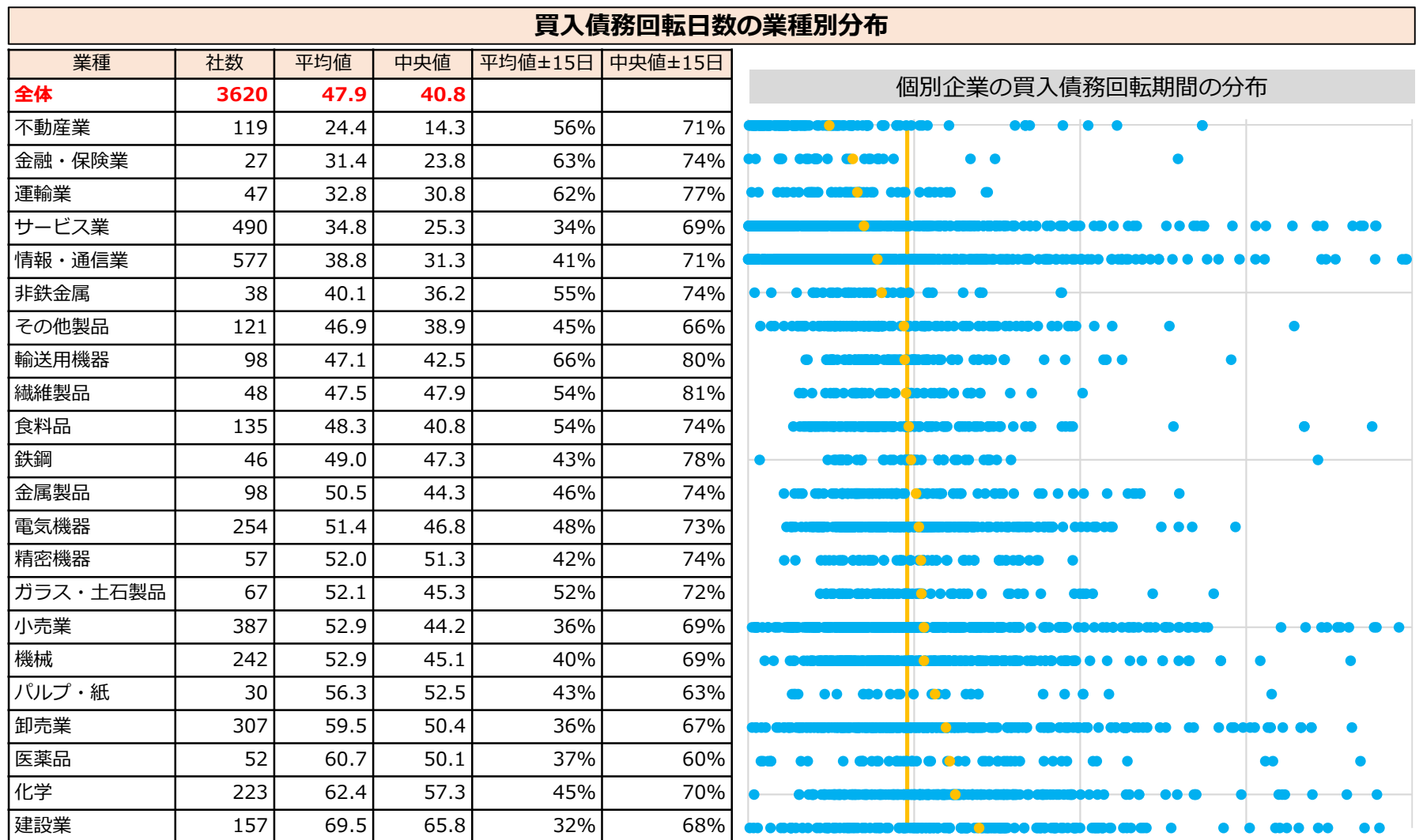
【参考】国内における支払規制

- 国内では、**政府契約の支払遅延防止等に関する法律**や**建設業法**において、特定の契約の支払期日を規制。

	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	建設業法
対象範囲	政府契約（地方公共団体のなす契約に準用）	建設工事の請負契約
起算日	国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日	建設工事完成確認後、目的物の引渡しの申出の日
検査等	国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から10日以内（工事は14日以内） ※特殊の内容を有するものは、合意により1.5倍まで許容	建設工事完成通知を受けた日から20日以内
支払期日	起算日から30日以内（工事は40日以内） ※特殊の内容を有するものは、合意により1.5倍まで許容	起算日から50日以内 ※請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払を受けた日から一月以内

【参考】国内業種別買入債務回転日数（上場企業）

- 買入債務回転日数の全体平均値は**47.9日**、業種によって平均値に幅が見られる。



EDINETより上場企業の財務データを取得し算出

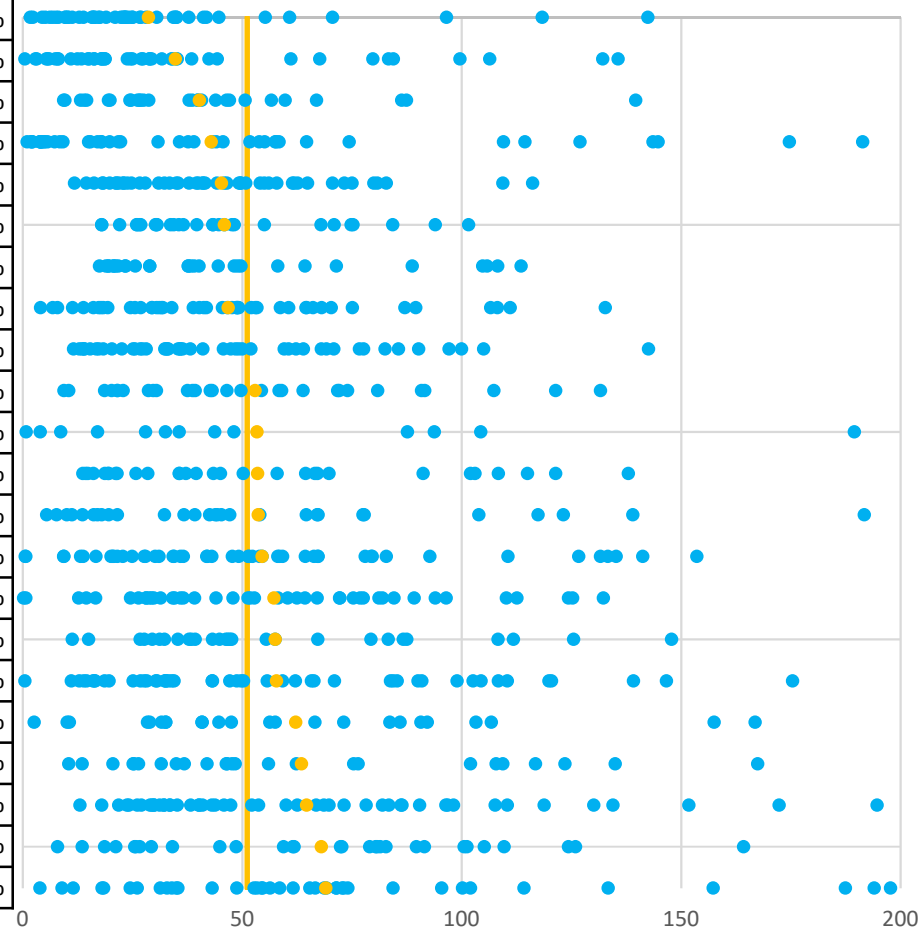
【参考】国内業種別買入債務回転日数（非上場企業）

- 買入債務回転日数の全体平均値は**51.1日**
- 上場企業平均に比べ3.2日長い。**

買入債務回転日数の業種別分布

業種	社数	平均値	中央値	平均値±15日	中央値±15日
全体	817	51.1	41.0		
建設業	50	28.6	22.9	58%	86%
小売業	46	34.7	24.7	9%	89%
金属製品	29	40.2	37.8	38%	86%
不動産業	46	42.9	22.0	4%	89%
食料品	49	45.2	41.0	43%	84%
繊維製品	29	45.9	39.6	21%	93%
鉄鋼	30	46.3	38.0	33%	77%
機械	48	46.8	43.6	42%	83%
その他製品	48	47.2	37.3	27%	85%
輸送用機器	30	52.9	44.8	33%	70%
金融・保険業	13	53.3	35.6	0%	100%
非鉄金属	30	53.5	41.4	27%	73%
運輸業	29	53.6	43.9	17%	83%
卸売業	50	54.5	48.4	34%	76%
サービス業	44	57.2	52.3	0%	100%
精密機器	28	57.5	46.4	14%	79%
電気機器	49	57.7	47.1	16%	69%
医薬品	24	62.1	51.9	21%	71%
ガラス・土石	25	63.5	47.6	20%	96%
化学	50	64.6	49.7	18%	68%
パルプ・紙	30	68.0	72.5	33%	70%
情報・通信業	40	69.0	60.0	0%	100%

個別企業の買入債務回転期間の分布



企業データベースCOSMOSより非上場企業の財務データを取得し算出

【補足】 国内業種別買入債務回転日数

上場企業の買入債務回転日数は、EDINET (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>) よりデータを取得して算出。 ※EDINET：金融庁が所管する有価証券報告書等の電子開示システムで、無償での利用が可能

算出式	買入債務回転日数 = $\frac{(\text{今期買入債務額} + \text{前期買入債務額}) / 2}{\text{今期売上原価} / 365}$ ※1 買入債務額＝買掛金＋支払手形＋電子記録債務＋営業未払金＋工事未払金 とする。 ※2 前期買入債務額が取得できない場合は、分子は今期買入債務額とする。 ※3 今期の買入債務額 and/or 売上原価 が把握できない場合は算出対象外とする。
取得するデータのElement_id	EDINETでは、各財務科目にElement_id が付与されている。買入債務回転日数を算出するため、以下のElement_idのデータを取得した。なお、いずれも単体（非連結：NonConsolidatedMember）とする。 【分子】以下のElement_idの計数を取得し、合計して買入債務額を算出する。 ・支払手形及び買掛金 --- jppfs_cor:NotesAndAccountsPayableTrade └ 支払手形 --- jppfs_cor:NotesPayableTrade └ 買掛金 --- jppfs_cor:AccountsPayableTrade ・電子記録債務 --- jppfs_cor:ElectronicallyRecordedObligationsOperatingCL ・営業未払金 --- jppfs_cor:OperatingAccountsPayable ・工事未払金 --- jppfs_cor:AccountsPayableForConstructionContractsCNS 【分母】以下のElement_idの計数を取得し、取得できた値（下記表記の上から順に取得）を売上原価とする。 ・売上原価 --- jppfs_cor:CostOfSales ・商品売上原価 --- jppfs_cor:CostOfGoodsSold ・製品売上原価 --- jppfs_cor:CostOfFinishedGoodsSold ・不動産売上原価 --- jppfs_cor:CostOfSalesRealEstateCOSExpOA ・不動産賃貸原価 --- jppfs_cor:CostOfRealEstateRentCOSExpOA ・完成工事原価 --- jppfs_cor:CostOfSalesOfCompletedConstructionContractsCNS

※非上場企業については企業データベースCOSMOSより同様の項目を用いて算出。

【参考】諸外国比較（売上債権回転日数・買入債務回転日数）

- 海外諸国と比較すると、日本の売上債権回転日数・買入債務回転日数ともに、多くの業種において長い傾向。

売上債権回転期間								
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	中国	韓国	フランス
全体	72.4	55.7	54.6	54.3	44.4	69.5	61.1	68.1
		-16.7	-17.8	-9.4	-28.0	-2.9	-11.3	-4.3
自動車	42.9	18.0	-0.9	-7.9	-	-6.8	-30.1	-10.0
自動車部品	60.7	-6.6	13.5	-25.3	-1.1	34.6	2.6	-8.4
卸売	66.7	-17.3	-6.5	-	-7.4	-30.2	-23.9	-16.8
素形材	68.0	-19.8	-2.3	-34.1	5.0	22.2	-16.9	-2.3
産業機械	89.9	-23.5	-16.2	-36.2	-7.8	18.5	6.1	-21.8
建設機械	90.9	-36.2	-	-9.3	-30.7	17.1	-2.2	-1.5
半導体製造装置	86.9	-16.0	13.2	43.8	-	-10.0	-24.8	10.8
航空宇宙	47.5	35.0	16.1	-27.4	21.9	103.8	46.0	44.4
繊維	78.5	-36.5	-20.1	-	-	-20.1	-11.0	-
紙・紙加工業	69.4	-31.0	-23.7	-14.4	-21.9	-24.2	-7.3	-
電気・情報通信機器	78.8	-7.6	0.0	8.4	13.5	9.5	-16.2	0.8
情報サービス・ソフトウェア	59.6	13.7	6.0	-15.2	-4.2	39.7	2.1	34.6
小売	29.8	-17.6	-13.8	-30.3	-21.0	-13.1	-2.9	-10.9
建材、住宅設備	70.1	-32.1	-31.8	-27.3	-16.8	-12.5	-9.7	-12.9
金属産業	68.6	-33.0	-35.1	-41.8	-39.6	-26.8	-22.5	-35.8
化学産業	85.6	-31.4	-20.4	5.2	-41.8	-32.7	-34.3	-22.8
放送コンテンツ業	59.3	-10.3	-23.4	-	-7.5	18.7	-2.9	45.2
トラック運送業	53.3	-6.5	-	-74.3	-	56.2	-	1.5
建設業	133.9	-47.5	-75.8	10.3	-	-4.7	-60.5	-52.4
食品製造	52.3	-16.0	-13.1	-62.5	-15.8	-38.2	-17.4	-6.6
医薬品製造	97.5	-25.9	-31.4	-	-	-25.8	-31.2	-40.9
印刷業	69.4	-29.2	-	-18.7	-	7.3	-	-
広告業	78.9	8.7	-2.0	0.0	-12.0	0.9	11.1	9.9

※海外の各業種の数値は日本との差額を示す

■ 日本の回転期間が60日以上

買入債務回転期間								
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	中国	韓国	フランス
全体	52.5	50.5	59.7	67.6	67.3	83.4	38.2	91.5
		-2.0	7.2	15.1	14.8	30.9	-14.3	39.0
自動車	49.2	19.8	-20.0	-3.0	-	67.8	-10.9	20.1
自動車部品	46.8	11.5	33.5	37.2	-10.3	48.4	-	38.4
卸売	55.6	-16.1	10.3	-14.3	1.8	-6.4	-17.1	0.3
素形材	54.5	12.0	13.1	-	76.9	17.7	-14.3	48.6
産業機械	59.2	-9.8	-4.0	0.2	-	47.8	-9.9	49.0
建設機械	69.7	-19.2	-	-3.4	34.3	45.1	-29.8	1.5
半導体製造装置	56.8	-4.6	10.4	24.9	-	31.8	-21.1	53.9
航空宇宙	18.3	25.7	34.7	58.4	56.0	116.8	22.6	87.6
繊維	62.1	-23.7	7.3	3.7	-	2.3	-31.0	-
紙・紙加工業	55.7	-21.9	-0.9	-	-8.2	14.1	-22.8	-
電気・情報通信機器	53.5	9.4	4.0	15.7	22.1	41.8	-11.5	50.3
情報サービス・ソフトウェア	30.3	4.5	36.5	40.2	74.1	60.0	4.2	57.9
小売	51.4	-7.6	-1.0	19.2	-3.2	22.2	-26.4	44.9
建材、住宅設備	58.7	-19.8	12.6	-0.7	-14.2	28.0	-21.6	28.2
金属産業	41.8	-4.5	6.8	9.3	13.4	10.1	-14.3	45.8
化学産業	61.7	-9.2	-4.6	-11.6	15.5	4.9	-29.1	24.5
放送コンテンツ業	41.1	2.3	-11.9	76.7	42.9	69.7	-0.2	44.7
トラック運送業	32.1	14.4	-	-	-	22.6	-	-
建設業	73.5	-29.4	-36.2	14.1	-	71.5	-33.0	83.5
食品製造	42.6	21.0	3.8	40.2	34.8	11.9	-9.7	30.0
医薬品製造	63.5	24.6	52.5	21.7	5.9	17.4	-25.5	25.0
印刷業	55.5	-8.8	-	-	-	-8.0	-	-
広告業	63.1	-10.9	2.3	4.4	-29.0	-17.8	25.2	34.7

対象企業：LSEG Workspace より、各国各業種において総売上高1百万ドル以上、売上原価上位100社の財務データを抽出。

【補足】 諸外国比較

LSEG Workspace より下記項目を抽出し、売上債権回転期間および買入債務回転期間を算出。

算出式	$\text{売上債権回転期間} = \frac{\text{売掛債権（純額、期中平均）}}{\text{収益}} \times 365$ $\text{買入債務回転期間} = \frac{\text{買掛債務（期中平均）}}{\text{売上原価}} \times 365$	
使用データ	売上債権（純額、期中平均） IFRS準拠の「Accounts Receivable – Net」項目の期首と期末の平均値（貸倒引当金控除後）。 ※「Accounts Receivable – Net」は、企業報告に基づき、売掛金・受取手形・営業未収入金を含み、金融事業債権（関連会社債権、リース債権、販売金融債権等）を基本的に含む。ただし、企業の開示方針により範囲は異なる 買入債務（期中平均） IFRS準拠の「Accounts Payable – Net」項目の期首と期末の平均値。 ※「Accounts Payable – Net」は、企業報告に基づき、買掛金・支払手形・その他営業債務を含み、関連会社債務や前受金などを含む場合がある。ただし、企業の開示方針により範囲は異なる。 収益（SREV） 企業報告に基づき、以下の項目を組み合わせで算出した収益の値。 売上高（RNTS）、総売上高（RREV）、 売上戻りおよび売上値引（RSRT）、 消費税・物品税受取額（売上高）（REXT） 売上原価 売上原価、消費税・物品税支払額の合計	

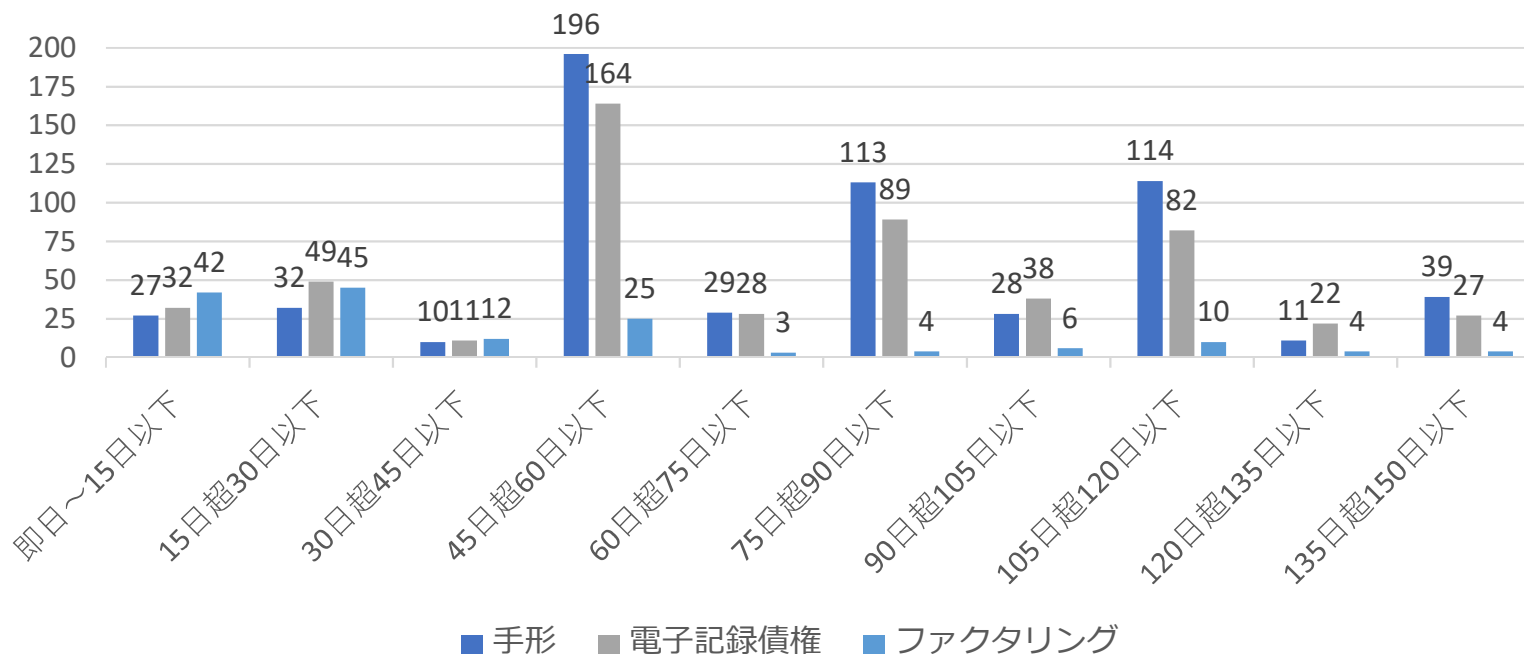
※売上債権回転期間：企業が所有する売上債権がどれくらいの期間で回収できるかを計る尺度。

※買入債務回転期間：企業が抱える買入債務をどれくらいの期間で支払いしているかを計る尺度。

【参考】支払手段ごとの手形等サイト

- 手形・電子記録債権・ファクタリングの利用がある事業者（1061者）について、支払手段ごとの手形等サイトを分析。
- どの支払手段においても約半数が60日以内に設定。

手形・電子記録債権・ファクタリングの手形等サイト分布（者）



手形

事業者数（者）	平均（日）	中央値（日）
599	71	75.5

電子記録債権

事業者数（者）	平均（日）	中央値（日）
542	67.9	66.9

ファクタリング

事業者数（者）	平均（日）	中央値（日）
155	38.3	23